

日本の教育と司法における意見表明権否定の事例についての報告

59人の高校生らによる「子どもの権利条約」裁判

2005年10月15日

高南「教育権」訴訟原告団事務局

報告者 多久和 仁美

はじめに

私は、多久和仁美と申します。関西学院大学3学年に在籍しています。

私たちは、子どもの権利条約の制定及びその後の各国における条約の実効性確保と定着のために、国連及び国連「子どもの権利に関する委員会」が果たしてきた役割と努力に、心からの敬意と感謝の気持ちをお伝えします。

さらに、今、その先頭に立って活動しているヤープ・ドゥック委員長並びにロタール・クラブマン委員の来日と日本における活動に、心からの歓迎と期待の気持ちを表明いたします。

私は、この機会をお借りして、子どもの権利条約に定められた諸権利をめぐる日本における現状と問題点、条文に定められた権利の実効的定着のための課題を、教育と司法の場における私たち自身の体験を通じてお話できることを大変うれしく思います。

私が高校時代在籍していた高槻南高校の廃校の経過と意見表明権のかかわりについて、大阪府と府教育委員会、司法当局・裁判所の問題点を踏まえて、ご報告いたします。

報告冒頭に当たり、与えられた発言時間の関係で、私の発言予定の一部を割愛せざるをえないことをお許しください。その部分については、詳しくは報告書をご覧ください。

条約の理念と旗をかかげて運動した私たちの経験

私たちは、日本における第2の重要都市圏である大阪府において、2005年3月末をもって理不尽な理由で廃校とされた府立高等学校でかつて学んでいた生徒です。

私たちの母校は、学区内では、受験準備教育に偏らず、学習活動と部活動を両立させ、生徒からも地域住民からも愛される学校でした。スポーツ系の部活動では、大阪の公立高校の中ではトップクラスといわれていました。

さらに、在籍生徒の中退率は、府立高校では最小という成果を上げていました。オーストラリアの高校との国際交流活動も活発に行われていました。

事実、廃校を決定した府教育委員の一人は、「さまざまな課題を抱える府立高校の中では、象徴的な存在の学校」だとまで言い、法廷では、府教育委員会の証人も「高槻南高校は優良校である。」と証言しています。ではどうして、生徒と住民に深く愛された優良高校が、一方的に廃校にされてしまったのか？私たちの訴えと運動の原点は、ここにありました。そして、その最大の拠り所は、子どもの権利条約でした。

私たちは、大阪府による廃校決定に対して、子どもの権利条約に基づく「意見表明権」をはじめとする条文を拠り所に、2003年3月28日、大阪地方裁判所に、高校生59名

が、父母 121 名の共同連署を持って、大阪府と知事を相手取り、廃校決定の処分取り消しと損害賠償を求めて提訴し、2004 年 9 月 10 日まで、裁判を闘いました。提訴にいたったのは、道理のない廃校理由に加えて、地域を中心とする 17 万人近い反対署名と世論を無視し、生徒たちの意見表明権を認めようとしなかったからです。日本においては、近代教育史上、高校生によるこのような裁判はこれまでありませんでした。廃校反対の運動を通じて、子どもの権利条約は、私たちにとって、最大の拠り所、私たちの気持ちを支えてくれる真実の存在となりました。また、子どもの権利条約がなければ、このような訴えはできませんでした。

意見表明権にかかわる問題の所在

1 . 2001 年 8 月 30 日の私たちの母校の廃校案発表に際して、生徒及び生徒会、父母や PTA、教職員や教職員団体、高槻市当局や市議会などは、事前に一切の事前協議も相談も、意向打診も、大阪府と府教育委員会から受けていませんでした。

すべての関係者は、テレビやラジオで報じるニュースで、母校廃校を突如として知ったのです。府教育委員会側は、法廷での証言において、「案の決定までは、対象校の視察をしないで、府教育委員会にある机上の資料で決定する。府教育委員は、通常、廃校対象校を訪問しない。」とまで言い切っています。教育の場の存廃問題が、当事者や地域の行政機関、住民の意見を、事前に一切聞かないということは信じがたいことです。

一般に学校を成立させる基本的集団ないし組織として、a) 生徒集団とそれをバックアップする父母集団、b) 当該校の教職員集団、c) 設置者である地方公共団体や地域住民が考えることができますが、私たちの母校廃校処分の場合、a) の生徒会と父母・PTA、b) の教職員集団が明確に異議を唱えているほか、c) に関しては、わずか 2 ヶ月半で寄せられた地域住民の 17 万人近い反対署名を無視し、高槻市長や高槻市議会の「見直し」決議も無視されたのです。

2 . 高槻南高校の廃校に関する説明が、在籍する生徒に対して殆ど為されていないまま強行されました。校長が、生徒の要求によらず自ら全校生徒に高槻南の統廃合について話したのは始業式のみでした。あとは「話を聞きたい者は、あとで校長室に来よう」にと、指示しただけでした。2001 年 9 月 1 日、始業式での校長の報告内容も、「府教委が廃校処分を出した」「廃校の理由として少子化がある」とか述べたにすぎませんでした。父母向けに配布された文書も、A4 版 1 枚の簡単なものでした。私たち生徒が求める問い、「なぜ、高槻南が統廃合の対象校に選ばれたのか」については、何ら答えられませんでした。校長や府教育委員会の説明は、要するに廃校案決定後の最後通告にすぎませんでした。

3 . 「校長が説明できないことは、府教育委員会が責任をもって行なう」というのが、廃校問題にかかわる府教育委員会の姿勢でしたが、生徒全体への府教委による説明会の開催を求める生徒会の要請には、「検討する」としたまま説明会設定は放置され、最後まで府教委の説明責任は果たされませんでした。

このよう中で、府教育委員会の意を受けた校長らは、府教育委員会による同窓会への説明会や父母・PTA への説明会への生徒の参加や意見表明も認めず、傍聴参加すら禁止しました。生徒会執行部も、これらの説明会開催中や反対署名の手交時に強く要求し、

同窓生や父母の支援で、非公式に発言することしかできませんでした。

その後、府教育委員会は、校長用想定問答集を作成して校長に配布し、校長が官僚的答弁（発言、対応）しかできないよう制限していた事実が、法廷で明らかにされ、その問答集も書証として提出されました。当局から「意見を表明する権利」「知る権利」「学校運営参加権」が、否定・妨害されたのです。

4 .平成 13 年の 9 月から 10 月、府教育委員会の高校教育改革室関係から、2 学区内府立高校管理職、市町村教育委員会に対して、高槻南高校 PTA、及び生徒関係者による、他校生と及び PTA の働きかけに対し、これを規制・拒否するよう連絡・指示した回覧がまわされました。これを受け、高槻南高校においては、校長、教頭が、体育祭における応援団の「フレイフレー高南」というエールをやめるように規制・禁圧してきたのです。

それだけではありません、体育祭前日、執行部や生徒たちの訴えに答えて新聞社が取材に来ました。生徒会執行部と連絡のとれた A 新聞の記者が、校長に正式に取材を申し出ましたが、校長、教頭両名は、記者を生徒とは一言も話をさせず、帰ってしまったのです。

府教委の意を受けて、校長や教頭は、中学生を迎えての学校説明会の際も、私たちが、生徒会の活動や意見を発表することや掲示する内容にまで、規制・抑圧を加えてきました。生徒らの活動は奨励されるべきことであっても、規制・抑圧されるべき問題ではないはずですが、校長らは、PTA の母校存続をアピールする活動に対しても、制限を加えました。

5 .大阪府教育委員会に対して、意見表明の機会提供を求める生徒会は、この要求に応じようとしない教育委員全員に対して、学校の教育活動や学校生活、そして校舎や校地を紹介したビデオレターを郵便で送ったところ、これを見ることさえ拒否をして、着払いで送り返してきた教育委員もいました。このことは、多くの生徒に、教育委員に対する信頼を喪失させる結果となりました。この事実からも、いかに、大阪府では、子どもの意見表明権がないがしろにされているかということが、お分かりいただけると思います

6 .私たちは、先ず統廃合の対象校となった高校を 1 校 1 校検討し、その中退者数が、各学区で上位に来ることも明らかにし、実際には、府教委が、建前の基準などそっこのけで、ほとんどの対象校を中退者数が多い等の困難校から選んでいることもわかりました。府教委作成の教育改革プログラムにも、中退者問題は、府立高校では、最大の課題だと書いてありました。子どもの権利条約においても、28 条の 1 - (e) において、その克服の重要性が定められています。それでは、何故、中退率が大阪府で最小の高槻南高校が廃校の対象となったのか？この点では、本来、大阪府第 2 学区では、他校が統合整備の対象となっていたにもかかわらず、一府会議員の横やりで、対象校の発表の直前に対象校が高槻南高校に変更されたことを主張立証しました。また府立高校を 20 校の用地を売却して、800 億円（80 billion ドル）を得て、バブル失政の赤字の穴埋めをするという大阪府の貧困な教育政策も追及しました。如何なる府立高校であっても行政や一政治家の思惑で、恣意的に廃校とさせてはならないというのが私たちの主張でした。

私たちの訴えと願いを踏みにじる異常な訴訟運営と判決

この裁判の判決が2004年9月10日、大阪地方裁判所であり、西川知一郎裁判長は私たちの訴えを全面的に退ける不当な判決を下しました。この裁判では、裁判長が結審直前に、異例な配置転換で交代させられ、新たな裁判長が5月28日、たった1回の公判で結審するという異常な訴訟運営の中で、9月10日の判決日を迎えました。

判決は、「意見表明権」については、子どもの権利条約は、「個別の施策の決定の場面における生徒らの意見表明等の手続き的権利を具体的権利として保障したものと解することはできない。」として、我が国においても批准された国際法規範を著しく制限的に解釈し、実質的に意見表明権を否定するに等しい判断を示し、青少年の権利を制限する政府見解にそったものとなっています。関係する部分の判決文を報告資料の〔参考1〕に掲載していますのでご覧ください。

「府教委が案公表前には、高槻市当局や高槻南高校関係者への意向打診や説明を一切行っていない」という事実を認めた大阪弁護士会の府教委への「要望書」や日本教育行政学会の元会長の「憲法・教育基本法と子どもの権利条約、最高裁判例に違反する」との意見書を、判決に反映させなかった事実に見られるように、この判決内容と判断は、府教委同様、高校生を主権者としてみることなく、子ども・教育へのまっとうな理解と認識、人権意識を著しく欠いた不当なものです。

国連「子ども権利委員会」のご援助をねがって

私たちは、高校生でも理解できることが、わが国の司法や行政当局が理解しようとしていないことに大きな失望を感じています。日本では高校統廃合の動きが相次ぎ、多くの高校生が、母校を失い、深い悲しみを負わされています。

私たちは、条約の理念をゆがめ、せばめ、実質的には否定するこのような内容の判決と日本における行政・司法の施策展開を憂い、国連「子どもの権利委員会」に、意見表明権をめぐるわが国の深刻な現状と問題点を知っていただくことが、緊急に重要であると考へ、本日、この場において、ご報告させていただきました。

ここ日本においては、子どもの意見表明権や学校参加権が、形式的、あるいは文言だけの倫理規定となっているのです。

最後に、国連「子どもの権利委員会」、ヤープ・ドゥック委員長並びにロタール・クラブマン委員に対し、子どもの権利条約に定められた理念と諸権利が、正しく、実効あるものとして、日本の教育・行政・司法などあらゆる分野で機能するようご援助とご助言を賜りますようお願い申し上げます。また今後も、私たちの主張と運動にご留意をくださいますようお願い申し上げます。

またこの場をお借りして、DCI日本支部（大阪セクション）と渡辺和恵弁護士はじめ8名の常任弁護団の皆さん、そして両親、地域の人々、先生方を含むすべての支援者の皆さんに、御礼と感謝の気持ちを申しのべます。ご清聴有難うございました。